

第5回世田谷区子ども・子育て会議議事録

▽日 時

令和7年3月26日（水）午前9：30～

▽場 所

成城ホール集会室C・D

▽出席委員

加藤（悦）会長、久保田副会長、猪熊委員、佐藤委員、米原委員、林委員、半田委員、西委員、高橋委員、三瓶委員、加藤（剛）委員、小嶋委員、宮越委員、奥村委員、橋本委員

▽欠席委員

安藤委員、石井委員、金子（貴）委員、金子（永）委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、嶋津子ども・若者支援課長、寺西児童課長、渡邊（児童施策推進担当）副参事、瀬川子ども家庭課長、石山児童相談支援課長、北川保育課長、松岡保育認定・調整課長、小林（保育の質）副参事、大里（保育の質）副参事、宮川障害施策推進課長、真鍋健康推進課長、米倉乳幼児教育・保育支援課長、赤司学校経営・教育支援担当副参事、河島児童相談所長、白鳥子ども家庭支援課長

▽資 料

- ・資料1 世田谷区子どもの権利条例世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）【概要版】
- ・資料2 区立児童館を活用した中高生世代の学習スペースの開設について
- ・資料3 民設民営放課後児童クラブの整備・運営状況について
- ・資料4 今後の保育の需要見込みを踏まえた保育施設の定員確保に向けた新たな取組みについて
- ・資料5 世田谷区保育の質ガイドラインの改訂について
- ・資料6 「出産・子育て応援交付金」の法制化に伴う「出産・子育て応援事業」の再構築について
- ・資料7 せたがや0→1子育てエール（ファミリー・アテンダント事業）の実施状況について
- ・資料8 世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）概要版

▽議事

嶋津課長

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和6年度第5回子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入る前までの間、事務局として進行を務めさせていただきます。子ども・若者支援課長の嶋津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて失礼させていただきます。

本会議は、Z o o mと対面と両方併用いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。また、スクリーンはあちらのほうでということ御確認いただければと思います。Z o o m参加者は、事前に御連絡いただいている〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員となっております。今、〇〇委員が入っていただきました。〇〇委員と〇〇委員も、この後、入っていただけるものと思っております。また、本日は欠席の御連絡を3名の方からいただいております。安藤委員、石井委員、金子（永）委員より本日、欠席ということの御連絡をいただいております。

また、本日の資料は、各委員の机の上に次第以下、資料1から8を配布しております。

本日は報告案件が6件、資料配布が2件となっております。よろしくお願いいたします。

また、この間、子ども・子育て会議で御議案いただきましたが、計画の初年度である令和7年度から世田谷区子ども・子育て会議と世田谷区子ども・青少年協議会を統合いたしまして、世田谷区子ども・若者・子育て会議を設置し、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで切れ目なく総合的な視点で進捗管理と評価・検証を行ってまいります。そのため、子ども・子育て会議と子ども・青少年協議会は、今年度末をもって終了となります。そういう意味では、本日が最後の子ども・子育て会議ということになります。また、最後に各委員から一言御挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この後の議事につきましては加藤会長、よろしくお願いいたします。

加藤（悦）会長

皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

今日は2年間の節目となる会議ですので、先ほど課長の話にありましたように、報告事項6点の後、委員の皆さんより一言ずつお願いしたいと思います。

それでは、早速報告で入りたいと思います。

嶋津課長

まず、報告事項(1)改正「世田谷区子どもの権利条例」の施行及び「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」の策定について、事務局より御報告をお願いします。

それでは、私のほうから御説明させていただきます。

それでは、資料1を御覧ください。こちらの世田谷区子どもの権利条例、あと世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）の概要版といった資料が資料1でございます。

こちらは子ども・子育て会議で御議論いただきました子どもの権利条例が3月3日に議会で全会一致で議決いただきまして、4月1日に施行されます。また、世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）についても策定することができております。委員の皆様におかれましては、この間、多くの時間で御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本日は、既に御議論いただきました内容ではございますが、資料1の概要版を基に、世田谷区子どもの権利条例及び世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）について、簡潔にポイントを絞って御報告をさせていただきます。

それでは早速ですが、2ページを御覧ください。世田谷区子どもの権利条例の概要となっております。本条例により子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と地域社会をつくり出し、発展させ、継承していくことを目指しております。経過など詳細は、こちらを御確認ください。

続きまして、3ページが改正のポイントということで、「子どもの権利」を具体的に明記したこととか、あと第三者機関を設置したことなどがこちらに書いてございます。

続いて、4ページを御覧ください。子ども条例検討プロジェクトでございます。前期検討会、後期検討会と2回、それぞれ実施、合計7回実施いたしまして、子どもたちの思いを条例に反映したことを記載しております。こちらもまた詳細は御覧いただければと思います。

続きまして、5ページ以降14ページまでは、各章の概要の説明と条例前文と条例本文、資料編ということでつけております。こちらは後ほど御確認いただければと思いますので、15ページまで飛んでください。

15ページ、世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）の第1章から第7章の項目を記載してございます。こういった章立てになっているということを御確認いただければと思います。

続きまして、16ページ、第1章、計画の策定にあたってというページになります。ここから概要版の説明になりますので、こちらポイント

を絞ってお話ししますが、策定の趣旨・計画期間でございますけれども、今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）の考えを引き継ぎつつ、妊娠期から若者期まで切れ目なく総合的に施策を展開していくという考えのもと、世田谷子ども・若者総合計画（第3期）に名称変更し、策定いたします。これまでと同様に、令和7年度から令和16年度までの10年間の計画期間としまして、策定後も社会情勢等を見ながら必要な見直しを図ってまいります。

続きまして、17ページ御覧ください。計画の推進体制でございます。計画の初年度である令和7年度から世田谷区子ども・子育て会議と、先ほどの子ども青少年協議会を統合いたしまして、世田谷区子ども・若者・子育て会議を設置し、妊娠期から若者期まで切れ目なく、総合的な視点で進捗管理と評価・検証を行ってまいります。このことに伴いまして、最初に述べさせていただきましたが、子ども・子育て会議と子ども青少年協議会は今年度末をもっての終了ということになります。

また、世田谷区の子どもの権利条例に基づき、①とありますが、子どもの権利保障に向けた、区の施策の評価・検証、②子どもの権利に関する広報・普及啓発等を行う世田谷区子どもの権利委員会を、令和7年度半ばぐらいを目途に設置する予定でございます。

なお、下のほうに書いてありますが、区長への政策提言も行っております。

続きまして、18ページ以降、こちらも20ページから、おおむね第2期後期計画の評価というページになっております。計画の評価、内容、状況などが出ておりますので、こちらも26ページまで後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、27ページを御覧ください。第3章の基本方針でございます。こちらは一番下の最後の段落になりますけれども、「本計画では、少子化という大人が多い現代において、これまでの子ども・若者への地域社会への関わり方を変え、子どもも、若者も、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること、つまり、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」といったことを目指してまいります。

続きまして、28ページを御覧ください。めざすまちの姿でございます。こちらは子どもの権利条例の目標と同じものになります。「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」を目指してまいります。

続きまして、計画の目標でございます。こども基本法及び子どもの権利条約、世田谷区子どもの権利条例にのっとりまして、子ども主体、子どもを権利の主体として、その最善の利益を保障する子ども最善の利益という考えのもと、「子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ（ウェルビーイング）な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現」してまいります。

続きまして、29ページを御覧ください。本計画における計画を貫く4つの原則を定め、政策及び施策を実施してまいります。

続きまして、1ページ飛んで、今度は31ページを御覧ください。こちらが第4章、政策の柱でございます。子ども・若者の育ちと成長、子育てを子ども・若者が保護者だけの責任とはせず、地域社会全体で育ちと成長、子育てを支えるための取組を推進することを主眼に、7つの政策の柱を定めております。この7つの政策の柱は、33ページ以降に記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

本日はお時間の関係もございますので、詳細の説明は割愛させていただきますが、44ページから第5章、計画の内容がついております。次のページの45ページ、概要版ということで、第6章、子ども・子育て支援事業計画、47ページから第7章、子どもの貧困対策計画を記載しております。後ほど御覧ください。

なお、以前、子ども・子育て会議で御説明させていただきましたが、これまでは大人向けの概要版と計画書の作成を行ってまいりました。本計画は、子ども・若者の参加参画のもと、検討を進めてきたといった経緯から、子ども・若者へのフィードバックも兼ねて、令和7年4月以降、条例施行と本計画のスタートに合わせて、区内の私立、国立を含む、いわゆる小中高、特別支援学校、子ども関係施設を対象に、子ども向けに条例と計画を推進するパンフレットを配布する予定でございます。

なお、このパンフレットは、作成に当たって子ども編集会議ということで、小学生、中学生、高校生のメンバーに集まっていただいて、令和7年1月、2月、合計2回開催して子どもたちの参加のもと、パンフレットの原稿をまとめてきております。4月以降パンフレットと子ども・若者総合計画（第3期）ができ上がりましたら、委員の皆様にも送付させていただきます。予定でございます。

なお、計画の本編にもありますが、加藤委員にもコラムを寄せていただきました。ありがとうございました。

私からの説明は以上でございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。改正条例と総合計画ということで、この間、

皆様一人一人の努力によって新しい条例と計画が形になって、この日を迎えられて本当に良かったと思っています。

今御説明いただいた中身ですけれども、今回の条例にしても、計画にしても、新しい事業ですとか、仕組みですとか、あるいは指標ですとか、いろいろと盛り込まれています。ですので、来年度以降、こういった仕組みを具体的に動かしていくということになってくると思いますので、次年度以降どうしていくのかといった御意見も含めて構わないと思います。御意見、御質問などがございましたら出していただければと思います。よろしくお願いします。いかがでしょうか。

委員

ありがとうございます。すばらしいものが形になって本当に良かったと思います。

お伺いしたいのは、議員さんだとか区長だとか、どういうふう to 受け止められて、どういうふうな御意見をいただいたのかというのがつくった側として率直に気になりましたので、分かる範囲で教えていただければと思います。

加藤（悦）会長

そこは大変気になるところですので、御説明をお願いします。

嶋津課長

本当にこの間、ちょっと薄い資料になっているかもしれませんが、職員は本当にすごく汗をかいて作ったなという資料になっています。

議会のほうでは、まず、条例からお話ししますと、9月に素案を出したときには、なかなか言葉が直球過ぎるといいますか、いわゆる少し子どものわがままっぽい言葉に見えるとか、正直いろんな感想もありました。子どもの権利を助長するのではないかと、そういうような本当にいろんな意見がたくさんあり、もちろん評価していただいた人もいらっしゃるし、様々本当に十人十色ではないですけれども、いろんな意見があって、賛成される方、反対される方。この後もパブコメとか、いろんな区民の声ポストということでインターネットアンケートをやっても、それもいろいろな様々な声があって、賛否両方ありました。

そういうことで議会からも本当に評価していただいた部分と、このあたりはもう少し考えたほうがいいのか。それに向けて、いろんな正直な御議論をいただいたので、我々も言葉一つ一つとっても、例えば「おもい」という漢字も、最初は「想」を使っていたんですね。その後、「思」に変えたのですけれども、よく調べてみると、「思」のほうが心だけではなくて、もう少し広い意味で使われるということもあって、我々も日本語といいますか、言葉一つ一つを深掘りして、すごく

勉強できたなという部分もあって、結果的には、先ほど少しお話ししましたが、最終的には議会も全会一致で可決いただいたということでございます。

特に区長、うちは副区長が前面に出て、いろんな議会対応も含めて、我々と一緒になって副区長が本当にリーダーシップを取ってもらってやっていただいて、区長、副区長、特別職も、この資料についてはすごく評価をしていただいている。また、子ども・若者と一緒にやってきたというところに、それは議員さんも、区の内部の管理職もそうですけれども、そこが子若部、よくやったねということを、すごく高くそこは評価していただいたかなと思っております。そんな形です。以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。私も、ユーチューブを見させていただきましたが、すごくいろんな疑問の声みたいなものも出てきたんですけども、そういう声に対して事務局からとても丁寧に、一つ一つ根拠も含めて御説明いただいた。そして、いろいろ説明いただいた中身に関しては、結構この場で委員の皆さんから出していただいた議論というのが背景にあって、そういったものが後押しになって、とても事務局からも丁寧に御説明いただいたという印象がありますので、恐らく納得はいただいたのではないとも思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。では、続いて〇〇委員、お願いします。

委員 条例制定のために汗をかいてくださって、本当にありがとうございました。

本当に長い時間、長い内容というところで、どういう経緯だったか、もうほとんど覚えてはいないんですが、権利条例の中の区や大人の決意表明の中に、子ども自身が自分には権利があるということだけではなく、大人やほかの子どもたちにも権利があるということを知っていく、この文面を本当に大事なものだと思っていて、これが入っていて本当によかったな、さすがだなと思いながら読みました。

大学の中でも、いろんな配慮が必要な学生が増えてきていて、権利を自分自身で表明しようということはすごくたくさんあるんですが、それをやる反面で、それ以外にも子どもがいたり、それから組織自身も限界があったりという中で、どういうふうにやっていけばいいのかというのは、いつも自分の職場でも考えていることなので、これが子どもの頃から、それから区の中で明文化されているというのはすごく意味があることなのではないかと思っています。以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。やはり大事なことをしっかり言語化して、条例に掲載できたということは、今後とても大きな力を発揮していくので

はないかと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。続いて〇〇委員、お願いします。

委員

〇〇です。せたがや子育てネットで今後、新人研修でこういった資料を共有して勉強会をしたりとか、5月に総会があるんですけども、そこでも勉強会を内部でやろうかなと話しております。

質問としては、区でも、この場にいる方だけではなくて、窓口を含めて様々な子育てとか子どもに関わる方、職員にどう広めていくかというところも課題になってくるかと思うのですが、その辺は何か計画みたいなものも決まっていることがあれば教えていただけますでしょうか。

嶋津課長

本当につくっただけではなくて、普及啓発、広めていくことが大事なと我々もしっかりと認識しております。

まず、4月に入ってすぐ、先ほど少しお話ししましたが、今日、見本をお見せできればよかったかなと思ったのですが、今、子どもたちとか専門家も入れながら、分かりやすいリーフレット、チラシっぽいものを作っていて、なかなかカラフルなもので、普通に作ってもなかなか目に止まらない。目に止まるような工夫をしようということで、これも庁内で若者のいわゆるPT、ほかの部署からも集まって来ているメンバーもいるのですが、そういった若手職員と一緒に、あと先ほど言った小中高校生たちと一緒に作ったものがあって、それをすぐ4月以降、まずは小中学校校長会ですとか子どもたち全員に配っていきたい。学校の先生にもしっかり配る。

来年度、令和5年度から取組を始めているところでありますが、教育の中堅研修みたいな形で、11年目の教員の方には子どもの権利を必修研修ということで教育委員会と連携して、研修を必修項目にしてもらったんですね。これも、そういった場を活用してしっかり教員の先生方にも認識してもらう。まずは我々区の職員も、これをしっかり知らなければいけないので、区の職員も昨年度から研修を始めていまして、「せたホッと」の擁護委員の先生が講師になったりとかしてやっていたいるんですけども、そういった中での広め方で、庁内も横断的に広げていく、そのような取組をしながら地域に。

また、条例の中にも、何章だったかな、普及啓発の中にも書いてあるのですが、11月20日を今度、子どもの権利の日を定めていますので、条例の中にそれを明記したんですね。11月20日、子どもの権利の日、その日に、11月あたりを目指して、いろんな取組を、リーフレット、また新たに、取りあえず4月に作りましたが、しっかり冊子版のカタロ

グではないですけども、こういった資料を作ったりですとか、動画なのか、あとSNSでアップするやり方だとか、イベント的に周知したりとか、いろいろなありとあらゆる工夫をしながら、知恵を絞って広く周知していきたい、そのような形で今準備しているところです。以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。今回の条例も計画も絵に描いた餅には絶対にしていないということで、多面的に広報、啓発をしていただく。また、啓発用のパンフレットに関しても、子どもや若者の声をしっかりと反映させたがゆえに、しっかりと多分子どもたちとか若者にも届いていくような内容になっていると思いますので、世田谷区の場合には、以前から子どもや若者の声を聞きながら施策づくりに取り組んできましたけれども、今回、こども基本法にも子ども・若者の声を施策に生かすということが入ってきたわけですが、子どもや若者の声を聞いたからこそ、子どもや若者にしっかりと届いているというような実績が世田谷区から発信できればと思っていますので、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。部長、お願いします。

松本部長 それでは、私からも改めてなんですけれども、この条例が全会一致で可決となったというのは、この間の経過からするとすごく我々もびっくりするような状況だったんです。そういった中では、先ほど嶋津課長から御説明させていただきましたけれども、9月の段階で素案を出したときには、文章の言い回しとか、いろいろと御意見があったんですけども、決定的に足りていなかったなと思ったのは、前文の中の区や大人の決意のところが本当に薄い文章だったというのが9月の素案の段階だったんですね。そういったこともあって、多分いろんな御意見が出たのかなと思っています。

先ほど〇〇委員からお話いただいたところというのは、まさにその部分、足りなかったところをしっかりと補強していこうということで、何で権利を認めるとわがままになっていくのかといったところの議論に、ここはまさに結びついていこうなというところで書いていった。そのほか最善の利益の部分であったり、生きる力であったりとか、また地域とともに子どもたちを支え、子どもたちも主体となって地域の一員としてというのは、そういったところをここに書き込んでいったというところが結構大きかったかなと思っております。

そういったところで我々が様々な御意見をいただいた中でも、頑張っ
てこられたのは、この間の子ども・子育て会議での条例の議論があった
からこそだと思っています。そこでのいろいろな議論を思い返しなが
ら、こういう意味ではない、こういう意味だねということで、しっかり

伝えていこうということをやらせていただいたということだと思って
おりますので、まさにここでの議論。

また、そこから御提案いただいて、子どもたちとの子ども条例検討プ
ロジェクト、これは本当によかったなと思っておりまして、前期でいろ
いろと意見を出してもらって、素案のところでは議会やパブコメからいろ
んな意見があつて、それを率直に子どもたちにまた返して、子どもたち
が真摯に受け止めて議論していった、また、よりよい文章になっていっ
た。

このキャッチボールがすごくよかったなと思っておりますので、本当
にこの間の議論に感謝申し上げるのと、おかげで我々もすごく勉強に
なったなと思っておりますので、この場をお借りしまして、その御報告
と御礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。今、松本部長がお話しされた部分、9 ページ
目の条例の前文のところはかなりそのあたりが象徴的に表現されてい
ると思いました。

まず、子どもの思いが語られて、その後、子どもたちから大人へのメッ
セージというものが2つ目に示されていて、その1、2を受けて、子ど
もたちの思いをどう区や大人がしっかりと受け止めてやっていくのか
というようなことが示されていて、今、部長がおっしゃったように、
この流れというのは、部会で実際に子どもたちの声を受け止めながら進
めていただいた、そのやり取りがここに象徴的に表れているなと思いま
したので、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、また後で一言ずつ述べていただく機会もございますので、
またよろしくお願いします。

それでは、本件については以上としまして、次に2つ目の報告事項、
児童館を利用した中高生世代の学習スペースの開設についてというこ
とで、事務局より御説明をお願いします。

事務局 子ども・若者部児童課長の〇〇です。

私からは区立児童館を活用した中高生世代の学習スペースの開設に
ついて御報告をさせていただきます。資料2を御覧ください。

まず、1の主旨でございます。中高生世代にニーズの高い学習の場を
確保するとともに、児童館の利用促進にもつなげるため、令和7年度か
ら区立児童館を活用し、中高生世代の学習スペースの開設を試行するも
のでございます。

2、実施の背景等でございます。

まず、(1)中高生世代のニーズになりますけれども、昨年度、区が中高生世代を対象に実施した居場所に関するインタビュー調査では、勉強できるスペースを求める声が多く上がるなど、学習スペースへの高いニーズがございます。また、昨年度、都が実施しましたこども都庁モニターのアンケート結果においても、中高生が児童館に期待することとして、「勉強や自習ができる環境を整えてほしい」というのが59.2%で最も高い割合となっております。

(2)のほかの区立施設での学習スペース等の設置状況になりますけれども、従前より区立青少年交流センターでは、学習スペースを設置しているほか、今年度から区民集会施設、例えば地区会館ですとか区民センターのようなところで空き時間を活用して学習スペースを開設しております。これが令和7年度では19か所程度設置を予定してございます。また、令和7年度から4か所の区立図書館で、中高生世代が優先的に利用可能な閲覧及び学習席を提供する予定となっております。区としても、児童館に限らず、学習スペースの課題に込んでいるというような背景がございます。

3、実施概要の(1)となります。児童館の閉館後及び休館日の夜間帯、児童館が運営している時間外ということになりますけれども、児童館の一部諸室を活用して学習スペースの開設を試行いたします。こちらの学習スペースには、学習の合間の休憩の場も併設を考えております。

開始時期ですけれども、こちらは4月中と書いてありますけれども、一応4月9日から開始を予定してございます。後ほど2枚目にチラシもつけておりますので、御覧いただければと思います。

(3)の対象者は、中学生及び高校生世代。

それから、実施場所につきましては、今、世田谷の5地域にそれぞれ1館ずつ中高生支援館というちょっと時間を延長して中高生に対応しているような児童館があるのですけれども、そのうちの以下の2館で試行いたします。北沢地域の代田児童館、烏山地域の粕谷児童館ということで、いずれも区民センター併設の館になります。それぞれ駅から比較的近いということ、あと代田児童館などでは既に区民センターの1階にオープンフロアみたいなものがあるんですけれども、そこで既に結構学習をしているお子さんがいらっしゃったりですとか、あとは粕谷児童館は去年の2月ぐらいからテスト期間中に区民センターの部屋を借りて、児童館としても学習スペースを設けたりといったような取組もありまして、その流れでこの2館を選んだということになります。

裏面に参ります。(5)の開設日及び開設時間です。基本的には18時で児

童館は閉館しますので、18時から21時までということを予定しております。ただ、区民センター全体の休館日は除くのと、あと中学生の利用は20時までということで考えております。

それから運営方法、(6)になります。区民センターの委託先、維持管理の委託先である世田谷サービス公社のスタッフを1名増員しまして、今回は児童館内に設ける学習スペースに常駐していただく形となります。席の利用定員を設けて実施するということになります。

2つ目になりますが、利用に当たっては原則として児童館の開館時間中に、簡単な事前の利用登録を行っていただくことを予定しています。これによって児童館職員と関わる機会も持っていて、児童館の利用促進にもつなげていきたいと思っております。

3つ目が水分補給や軽食の飲食は可いたします。それから、児童館に設置しているW i - F i も利用できる環境ということで予定をしております。

(7)の周知は記載のとおりです。既にホームページでこの件について周知を開始しています。また、近くの中学校、高校等々にも順次周知を進めているところです。

(8)は先ほど来申し上げているとおり、今回のこの学習スペースを初めて児童館に来るという機会になるお子さんもいらっしゃるかと思いますので、そこで一緒に児童館のP Rをすることで、普通の運営時間にも来ていただくとか、そういったことにもつなげていきたいなと思っております。

4の経費については記載のとおり、主に人件費という形の2か所分の金額となっております。

今後のスケジュールは記載のとおりです。

具体的な開設場所ですけれども、代田児童館については、代田区民センターの5階、6階が児童館になっているんですけれども、5階の部分の出入口を入ってすぐのところにちょっと広いスペースがありますので、そちらで定員が12名という形で席を設ける予定です。この奥の図書コーナーというのが少し休憩ができる、座卓が置いてあるようなスペースなんですけれども、こちらで休憩もできるという形を取ります。

右側の粕谷児童館については、左上のシエスタルームというのが児童館のフロアになります。こちらにも12名の席を設けて、併せてこの部屋の中に休憩スペースを受けます。右下の第3会議室というのは、こちらの区民センターの会議室になるのですけれども、比較的空いていることも多いということを伺ってしまして、こちらも活用して空いていれば学

習スペースに活用して一緒にやっていく。こちらも28名席を設ける予定になっています。合計で40名程度、学習スペースを設けるという形になります。

2枚目、先ほど申し上げたチラシをつけておりますので、御覧いただければと思います。

簡単ですが、御説明は以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございました。子ども・若者調査の子どもたちのニーズと
いいですか、思いを受け止めて、地域における子どもの居場所が一歩一
歩充実していくのはとってもありがたいことだと思っています。ありが
とうございます。

それでは、この件について御意見、御質問などがありましたらお願い
いたします。〇〇委員、お願いします。

委員 御説明ありがとうございました。

今、これは令和7年度は2か所の児童館でということなんですけれど
も、この実績を踏まえて、以降、地域は広がっていかれる御計画でしょ
うか。

事務局 まず、この2館でやってみて、多分いろいろ課題が見えてきたりとか、
利用率がどれぐらいかというのが分かってくるかと思っています。行く
行くは5地域に中高生支援館がありますので、展開をしていきたいと
思っています。そこは一旦7年度の実績を踏まえて、早ければなるべく
早いタイミングで広がっていきたいと思っていますけれども、そのよう
に今考えております。

委員 ありがとうございます。ほかの地域もぜひ広げていただきたいと思っ
ております。よろしくお願いいたします。

加藤（悦）会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、この件については以上とさせていただきます、報告事項
3番目に入りたいと思います。報告(3)民設民営放課後児童クラブの整
備・運営状況についてということで、事務局より説明をお願いします。

事務局 子ども・若者部副参事の〇〇です。

私から民設民営放課後児童クラブの整備・運営状況について御説明さ
せていただきます。資料3を御覧ください。

1、整備・運営状況についてです。現在、新BOP学童クラブの大規
模化等の課題解消に向けて、学校外に民設民営保護児童クラブの整備を
進めているところでございますけれども、今年度4月から区内5か所での
運営を開始しておりまして、来年度以降の開所に向けて新たに7施設
が整備・運営事業者として決定しております。また、新BOP及び民設

民営放課後児童クラブの支援の質の向上に向けた取組として、学識経験者であったり、ベテランの実務経験者による伴走型の巡回支援を開始するとともに、研修につきましても、区の新BOP職員と民間の事業者さんの職員が同じ空間で研修を受けるなど、世田谷区全体の放課後児童健全育成事業の質の底上げを図ってまいりました。

また、民設民営放課後児童クラブにつきましても、同じ地域で暮らしている子どもたちを見ていく上でも、様々な面で連携が重要であると考えていまして、小学校や児童館、新BOPのところと連携をしながら運営ができるような形で、児童館が仲立ちをさせていただきながら、連携支援を進めているところです。

施設一覧には、今年度開所した施設と4月から開所する6施設、そして令和8年度に開所する施設を記載しております。来月開所する6施設のうち、所在地に保育園名が記載されている施設がございますけれども、こちらは認可保育所の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業を実施することとしておりまして、定員としては小規模となりますけれども、育ちの連続性を考慮して新たな定員枠を確保するための取組として実施してまいります。

裏面に移りまして、2、新たな整備計画についてです。子ども・子育て支援事業計画では、需要の面で御報告は一旦させていただいているのですけれども、実際には需要に対応する施設整備の計画も実は立てておりまして、その御報告になります。

この事業の実施に当たっては、令和4年度から令和10年度までの見込みと整備予定数というものがありまして、それに基づいて施設整備を進めてきたところなのですが、新BOP学童クラブの登録児童数が、子どもの人口は減少傾向にあるのですが、登録児童数というのはいまだに増加傾向にあります。当初の予測値から大幅な乖離が見られています。このため、将来人口推計とか登録児童数の推移、あと地域、学年ごとの学童クラブの登録率の推移、あとは母数となってくるのは保育園なので、保育園の利用意向率などを検証しまして、改めて今後の登録児童数の分析を行いました。

そうしたところ、放課後児童健全育成事業の利用意向率は引き続き上昇していくということが想定されましたので、新たな整備計画をつくるということに至っております。今後、整備を進めていくに当たって、新たに推計した需要量見込みに対応しつつ、新BOP学童クラブの大規模化等の解消を進めるために、新たに令和7年度から令和11年度までの整備計画を作成しているのがこの表になります。

表を簡単に御説明させていただければと思うのですが、一番左の列に①から④というのが書いてあると思いますけれども、①の行が区が公表している人口推計の推移値です。既に人口減少の局面に入っている状況がお分かりになるかと思います。②が民設民営も含めた登録児童数、つまり、世田谷区全体の放課後児童健全育成事業を利用している子どもの数ということになるのですけれども、これがいわゆる需要量というものになります。R 4 予測値のところのR 6 のところに8,267と記載しております。こちらが令和4年に策定した現行の整備計画で予測していた需要量です。

ただ、その2行下の実績の行でR 6 を見比べていただきますと、9,187となっています。これが現在の登録児童数となっていて、令和4年度に予測していた需要量よりも約900人分の乖離が生じているという状況が今ございます。こうした状況を踏まえまして、放課後児童健全育成事業の需要量を改めて推計したところ、保育園の利用意向率が年々上昇しているということが大きな要因となっていて、表中の②民設民営も含めた登録児童数、現在予測値の行のR 11のところに9,248と記載しておりますとおり、令和11年度時点では需要量は現在よりも高い水準となる見込みとなりました。引き続き、上昇していくということになります。

本来であれば、このR 11の需要量に見合う民設民営放課後児童クラブの定員数を確保すべきところなのですが、R 11年度以降も人口減少というのが継続する見込みということを区として発表しておりまして、R 11年度の需要量に合わせた形で整備計画を立ててしまうと、今度、供給過剰になってしまう可能性があると考えました。

そこで、さらに5年後、令和16年度の需要量を試算したところ、人口減少の影響を受けて、需要量が8,675という形の予測値になったという状況になります。これに見合う整備量を最低限確保することを目指して、③の民設民営定員数、新整備計画の行、R 11のところに記載されているとおり、民設民営放課後児童クラブの整備によって、1,952人分の定員を確保するというので新整備計画というのを策定いたしました。

なお、新整備計画の需要予測値に当たっては、かなり細かいデータを活用しているのですが、前提となるデータも現時点での予測値でしかないということもありまして、令和10年度をめぐって改めて児童人口や利用意向率の動向を確認しながら、さらに精査を行うことを想定しております。新たな整備計画については以上になります。

最後にですけれども、民設民営放課後児童クラブが今年度4月に開所

し、ちょうど1年が経過いたしました、日々の運営は順調に進んでいるように見受けられ、引き続き巡回支援など区も伴走しながら支援をしてまいりたいと思います。

一方で、本事業を進めていく中で、施設によっては入所がなかなか進まないという課題も見えてきました。保育所と異なって定員がない新BOP学童クラブと、民設民営放課後児童クラブのどちらかを保護者が選ぶという中で、まだまだ民設民営放課後児童クラブというのは認知度が低くて、具体的にどのような学童クラブを実施しているのかということが保護者まで届いていないなどの理由から、取りあえず新BOP学童クラブを選ばれる。まず、学校の中にある新BOPでいいかなという形で選ばれる保護者もまだまだ多いのではないかとということがうかがえます。

このあたりは区としても全面的にPR活動を支援するとともに、施設環境の充実も保護者が選ぶ要素となると考えておりますので、来年度からも補助を拡充するなどして、支援を継続してまいりたいと思っております。私からは以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございました。今回の整備の根拠となる考え方、さらに具体的な整備の中身、質の保障のための取組や現時点での課題について御説明いただきました。

それでは、御意見、御質問などがあればお願いいたします。では、〇〇委員、お願いします。

委員 ありがとうございます。ちょうど卒園式が終わった保育園も多いかと思うんですけども、各園、心温まる卒園式を終えたところなんですけれども、小学校の壁、小1の壁の一つが今御説明があった放課後学童クラブ、学童クラブのところかと思います。

私立園長会も、〇〇副参事と連携しながら、問題意識、危機感を持って取り組んでいるところです。こうやって少しずつ、あまり大きな数ではないかもしれないですけども、積み上げていただいて大変ありがたいと思っています。保育の質は語られても、学童クラブの質というのはあまり語られていなくて、とはいえ、ここに課題意識、問題意識、危機感を抱いているところなので、ぜひこれは行政にも、区民の方にも共有していきたいと思っているところでございます。以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。質保障の伴走型巡回支援という仕組みを書いていますけれども、簡単に説明をお願いできますか。

事務局 令和4年に整備方針を決めて、実際に令和6年4月から施設が稼働し始めた状況になるのですけれども、ある意味、新BOP学童クラブだけ

で学童保育を世田谷区はやってきたようなところがありますがけれども、実際に民間の放課後児童健全育成事業というのが整備されるに当たって、今、質保障の話が〇〇委員からもありましたけれども、世田谷区の中で運営方針ということで、保育の質のガイドラインが保育園にはあるように、同じような理念的なところで学童クラブの質保障に関する運営方針を策定しております。基本的には、新BOPも民設民営放課後児童クラブも、この運営方針に土台を置きながら、日々の学童保育を実施するという形を取っています。

ただ、民設民営放課後児童クラブに関していうと、それぞれの経営理念であったり、保育理念があったり、保育方針があったりという中で運営されているので、どうしてもいろんな形で情報共有をしたりだとか、相談に乗ったりだとか、意見交換をしたりだとかということの局面というのはたくさん必要なのだろうなと思ってまして、実際に放課後児童健全育成事業を実施していただく民間の施設を決めるときに、選定委員会を立ち上げて、選定委員の方々に審査をいただいて決定するわけですがけれども、その選定委員の方々にちょくちょく施設と一緒に見に行っていてアドバイスをいただいたりだとか、そういったことを、いわゆる学識経験者の立場からいただくようなこともやったり、あとは退職館長がおりますので、その退職館長に新BOPだとか民設民営を分け隔てなく、比較的民設民営のほうを多めに回っていただくんですけれども、いろんな形で今まで放課後児童健全育成事業を世田谷区の中でやってきた職員でもありますので、そういった職員と一緒に先生方と回っていただいたりだとか、当然これは質保障だけではなくて、愚痴を聞いてもらうこともいっぱいあるのですけれども、そういったことをやらせていただってきたということがあります。

新BOP学童保育クラブは全部で61あります。なので、61を回るだけでもかなり大変なのですけれども、先ほど申し上げた退職館長がいわゆる巡回支援という形で回って、複数回全部回っているような状況で、いろいろな話を現場から聞き取ってもらって、そのフィードバックをどうしようかという話をするということをこの1年やってきたかなと思っています。

来年度からは少しそれを拡充しまして、特に新BOP学童クラブで非常に今課題になっているのは、いわゆる要配慮のお子さんなのです。要配慮のお子さんの対応で、いわゆる療育が必要になっているお子さんが非常に多くなっている。ただ、放課後児童健全育成事業をやっている支援員は、そういった療育の専門的知識があるわけではない中で、子ども

たちの放課後の生活に寄り添っていかなければいけないという状況の中で、かなり今、現場のほうはそこに困窮しているような状態にあります。

なので、一応そういったところに精通しているというか、過去にそういった仕事をしていた職員が新BOPの中にもおりましたので、そういった職員を配置して、要配慮専門で対応したりだとか、要配慮の専門家に一緒に支援に回ってもらったりだとかということを、実は来年度からさらに拡充して進めていこうとしているものになります。以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いします。

委員 御説明ありがとうございました。要配慮の支援の方なんですけれども、それと看護師さんですね。絶対的に数が足りないと思っていて、回り切れない。次々に起きる問題に追いついていないというのが現状だと思うんです。職員の方たちは、子どもの権利を一生懸命守ろうとして動いていらっしゃると思うんですけれども、実際に子どもの人数や配慮の必要なお子さんの数ですとか、そういうものが回り切らないというのが現状だと思うので、ぜひその部分を、形ではなくて数をそろえてあげていただきたいと思います。

また、こうやって民営の場所が増えていくと、親のほうの考え方をこれから変えていかなければと思うのですけれども、預けてしまっておしまいとか、すき間を埋めていって安心という考え方自体が、子どもの権利を守れていないのではないかという根本的なところなんですけれども、そこがいろいろな場所で選べるということが子どもにとってすごく利益になるのではないかなと考えているので、ぜひ進めていっていただきたいと思っています。

事務局 ありがとうございます。まさに放課後児童健全育成事業は今、9,000人を超えて登録されている利用者がいるわけですが、その中でもかなりのパーセンテージの方が、ちょっと強弱はありますが、いわゆるちょっと配慮が必要なお子さんだったりするということがかなりあります。そういうお子さんを抱えていらっしゃる保護者の方というのは、とにかく自分も楽になりたいので、預けたいという気持ちも出てきたりとかして、家庭との連携が難しかったりということも実はあったりするのかなというふうに現場と話す中では感じているところです。

実際に今、看護師を児童課に2名配置していて巡回をしています。今回、要配慮に特化した形で少し職員を配置するのですけれども、それも1名という形になります。要配慮のお子さんが増えてきている中で、そ

の人数で対応できるかという、実際そうではないのは今、〇〇委員のおっしゃっているとおりですし、我々もその部分を手厚くしていかなければ今後きついだらうなということは考えているので、今回、どういう形で実績を出していけるかというところと、各現場のエンパワーメントがどういうふうにできるのかというところ。

あとは世田谷区の職員として、そういう職員を全部抱えていくのは多分非常に難しいので、どうしてもそれこそ心理士の先生であるとか、そういった外部の方々に御協力いただくような形で、そのサポートを手厚くしていかないといけないのかなと思ってまして、先ほどお話しした外部の専門家の方にも入っていただくということをやっていこうと思っています。

なので、その部分については拡充は考えていきたいと思うんですけども、令和7年度でこういった形でエンパワーメントできるかというところをまずはやっていきたいなと思っております。以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。この事業者・施設名を見ますと、いろいろな種類の運営主体が含まれていて、それぞれ強みとか弱みとかがあるのではないかと思っていますので、多分そのあたりも考えて選定されたのかなとも思っていますけれども、そのあたりの連携みたいなことも今後重要になってくるかなみたいなことも思いました。ありがとうございます。

ほかには。では、続いて〇〇委員、お願いします。

委員

〇〇です。今、本当に小1の壁の問題が大きいと思ひまして、実際に私も3つほど今年開設した民間を見せていただきました。それから、新BOPのほうもを見せていただきました。最大のところとか、やはり課題が両局面であるなということを非常に感じておりまして、新BOPの問題は、今、配慮を要する児童に対する様々な形でのサポートは入っていると思うんですよ。ただ、支援員さんも日替わりであったり、その連携というのが非常に難しいので、新BOPは学校との連携、それから地域との連携の核になっていただく必要があるのだろうということを感しました。

あと、私は今年開設したところを3つ見させていただいて、それぞれ特徴があるというのは非常にいいことだと思うのです。ただ、それがその中だけで完結してしまっている。学校との連携とか、新BOPを含んだ地域との連携とか、そこは行政が主導していかないといけないなと。定員にはばらつきがないんだけど、入所児童にばらつきが非常に大きくて、実際の小1の壁の解消にうまく機能していない部分というのが

見受けられたというのが事実だったんですね。

そうしますと、保護者の意識の問題もありますけれども、やはり運営事業者さんが一体何を目的として放課後の居場所というのをやっていくのかというのは、ある意味今回、条例も改定されたところですし、研修等を通じて、もしくは連絡会等を通じて、地域の中でつながっていく仕組みを今後どんどん進めていただけたらいいかなと感じたところです。

非常に偏りがあるもったいなさと職員の意識のばらつき、ばらつきという言い方は大変申し訳ない言い方なんですけど、非常に地域の大学生とかもうまく連携しているところもあれば、中だけでその時間を守っていればいいという感覚で動いている。まだスタートして1年の中で評価はできないと思うんですけども、そこでぜひ研修、それから質の向上という意味合いでも、連携の中の研修みたいな形を模索してくださっているんで、ぜひ続けていただければと思うところです。

事務局

ありがとうございます。まさに〇〇委員には、直近ですけれども、幾つか見ていただきまして、ありがとうございました。

今御指摘いただいたように、私からの説明の中でも触れましたように、入所児童数のところでかなりばらつきが出ているのは事実です。我々も、施設整備をすることで新BOPが大規模化していて、その環境はかなり厳しい状況にあるという前提の中で民設民営をつくることで、子どもたちはそこに流れるであろうということの予測の中で整備をしたわけですが、蓋を開けてみたら、そうではなかったところが実際のところなんです。さっと流れるところは実際あります。

赤裸々にここで語るわけにはいかないのですが、実際にさっと流れるところもあれば、全然見向きもされないみたいな状況も実際にはありました。そこを児童館だったり、新BOPだったり、あと学校のPTAだったり、そのあたりにさらに周知をかけたとか、環境を変えるためのこちらの支援をちょっとかけたりだとか、そういったことをやって、少しずつ環境も変えたりだとかということをやってきたかと思えます。

ただ、新BOP学童クラブが定員を設けていないという世田谷区の大きな一つの文化の中で、民設をつくったとしても、ある意味学校の中には新BOPに預ければというふうに保護者の方が考えられる、いわゆる保活とか全く違う世田谷区の学童保育の実情というのがここにあるのかと感じているところです。そのあたりは〇〇委員がおっしゃっていたように、私たち指導課のほうでうまく仲立ちができればと思っています。

て、これもどこの学校とは言いませんけれども、学校と児童館と新BOPと民設民営が月に1回必ず連絡会があつて、子どもたちの様子であったり、ちょっと配慮を要するような家庭の話であつたりとかということとか、地域のことであるとかということを実際に話し合つたりだとか、あとイベントもちょっと行き来して、例えば新BOPでお祭りがあるときに、民設民営もそこに出店するだとか、そういうふうな形でやり取りをするような形で進めてこられたところも実際にはあります。

ただ、やはり学校の受け止めがそうではないところになると、どうしてもその距離感が取られてしまっていて、そこに連携を取りたいけれども、なかなか取れない。民設民営から学校のほうにお迎えに行くわけですけれども、そのお迎えに行くところで、そこまでコミュニケーションが取れないみたいなのが学校によっては出てくるということも、今回1年間いろいろと掛け合った中では感じたところかなと思いますので、そのあたりは区役所のほうとしても、引き続き調整に邁進していきたいと思っているところです。以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。あとは多分子どもたち自身の友達関係みたいなものもきっと影響してくるのだと思いますので、なかなか難しい課題がいろいろまた出てきているんだなということを実感しました。

ほかには。では、続いて〇〇委員、お願いします。

委員 言葉が取りとめなかったら申し訳ないのですが、私の考えとしてはちょっと時代とは逆行してしまうのですが、今、学校との連携だったり、保育の質の向上は素晴らしいと思うのですが、それが親の質の低下につながっているのではないかなと話を聞いていて思っていて、要配慮の子が増えたというのも、生まれながらの特性なのか、育っている過程でそうになっていったのかというのは、どっちなのかなというのとは一つ気になることです。

私は在宅でべったり育ててきたんですけども、兄弟とも、1人の子どもに対して専用の大人が必要だなというのは育てていて思っていて、それはお父さんでもお母さんでも、ほかの方でもいいんですが、本当にちょっとしたことを育てていて、ちょっとしたことの積み重ねなんですけれども、小学校の壁というのも、その積み重ねがあつて、親のちょっと疲れたなということを酌み取って休ませてあげるとか、病気になって困って仕事ができないではなくて、子どもの心に寄り添ってあげるのが必要だと思っていて、働いていると頑張って利益を上げて評価されて、権利をつなげて努力が報われてという得るほうに行くんですが、子育ては与えて寄り添ってという生活の積み重ねなので、そのマインド

を1年で保育園だと、親のマインドが変わらないまま行ってしまうんですよね。

そのまま小学校まで行ってしまうと、親とも連携できないし、今、学校とBOPなどの連携の話もあったんですが、そこに親が入ってくるのが私の感覚では通常。うちの子、こんなふうに言っていたけれども、実際にどうなのかなというのをBOPの方に言ったり、学校の先生に話ししたりというのを上手に邪魔にならないように母同士で連携を取ってやってきたので、そういうすごい細かいことを全部行政の方に丸投げというのはどうかなと思っていて、難しいのかなと思っています。

なので、質の向上とともに、親もこんなときにこんなお声がけとか、休みの日にイベントではなく生活を重ねるとか、離乳食も丸投げではなく、自分たちで試行錯誤、考えてやっていくとか、そういう親の力を低下させるようなことではなく、行政がより保育の質を向上するけれども、親がそれに丸投げするのは、結局、子どもの利益につながらないので、親にもちょっと耳の痛いことを言うとか、例えば支援員の方が増えていて、学校の給食のおばさんからの又聞きなんですけれども、支援の方にどうせおまえなんか担任になれないから、俺らのことを見ているんだろうみたいな、うろうろしている生徒が言ったりするんですって。それに対してしっかり注意する大人がいない。なので、子どもに物を言える大人が少なくなっているのも、その辺もちょっと心配だなと思いました。以上です。

加藤（悦）会長 今、〇〇委員のおっしゃったように、子どもに寄り添う周囲の環境が変わることで、一人一人の子どもの生きづらさみたいなものも軽減されていく。要配慮の子がたくさん出てきているからどうしようということではなく、環境も含めて寄り添う親自身のことも含めて考えていく必要があるということだと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 これは多分学童保育だけの問題ではなくて、保育園も幼稚園も、小学校も多分共通する課題なのではないかなと受け止めます。その中で私が代表して発言していいことか分からないですけども、私、今、学童クラブの整備だとか児童館の整備をやっていますけれども、その前は保育所の整備をやっていて、保育のこととか学童クラブのことを考えても、過去、待機児童問題の中で保育園をたくさんつくるぞという流れの中で、保育サービスという言葉が横行したんですね。国も使っていますけれども、保育サービス、世田谷区も一時期保育サービスという言葉を使っていました。今、一切サービスという言葉を使わなくなったのですね。

というのは、やはり児童福祉法上に定められている児童福祉施設として存在しているのが保育園ですし、事業として存在しているのが放課後児童健全育成事業という形になります。今、〇〇委員がおっしゃっていたように、どうしても保護者の方々も働かれてすごく忙しいという状況中で子育てをしていかなければいけない。少子化対策もしていかなければいけないという状況の中で、どうしても経済原理の中で生きていくということになると、いわゆるお金を払ってサービスを買うという感覚が強く出てくるというのは今の社会の流れとしては必然かなと思っています。

ただ、保育園だったり、児童館であったり、新BOPであったり、民設民営放課後児童クラブもそうですけれども、これはあくまで福祉の中で行われていることなので、いわゆる対価として享受しているものではなくて、あくまで子どもたちが主体的に生活をするとか、生きる力を育むであるとか、そういったところを支えていくということをやっている。

保育の質のガイドラインにも書いてありますとおり、家庭との連携というのはすごく重要だと思うんですね。ともに子育てをするという感覚で保育というのはやられているものだと思うので、預けているから預けっ放しで、あとはよろしくみたいな形ではなくて、基本的に保育士も支援員も、児童館職員も皆が一緒に子育てしている感覚で取り組んでいるということをベースに世田谷区は取り組んできたのではないかなと思います。

ただ、では母数としてどちらが多いかとなると、まだまだやはりそういう方が多いだろうと思うのですけれども、実際に各施設でそういう働きかけだとか、声がけだとか、そういったことをやっていかなければならないし、普及啓発をしていかなければいけないというのは、施設整備とか運営を見ている立場としては感じてはいるところです。

ただ、一方で、ある意味権利をちらつかせたりだとかというところで、保護者の方にこういうふうに言ってしまうとトラブルになってしまうとか、そういったところで尻込みしてしまうということも一方であるケースなので、そういったところの対応力の向上というのもきっと必要なんだろうなと思いながら、実際に各施設の職員の方々とは、そういうスキルの向上だとかも含めてやっていくべきことかなというふうに感じております。以上です。

委員

ありがとうございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。

それでは、いろいろ貴重な御意見ありがとうございました。

次に移らせていただきたいと思います。次が報告(4)今後の保育の需要見込みを踏まえた保育施設の定員確保による新たな取組みについてということで、事務局より説明をお願いします。

それでは、子ども・若者部保育課長の〇〇より御説明させていただきます。

資料4、こちらは2月6日の区議会の子ども・若者施策推進特別委員会で御報告したのになりますけれども、今後の保育の需要見込みを踏まえた保育施設の定員確保に向けた新たな取組みについてということで、1の主旨でございますが、令和7年度からの子ども・子育て支援事業計画におきまして、教育・保育事業の需要見込みと確保の内容を定めているところでございます。

その中で2段落目の後段ですけれども、令和8年度以降、玉川地域の1歳児の確保量が不足することが見込まれております。そのため、令和8年度以降の保育の需要量に対応した保育施設の定員を確保するため、新規施設の整備を行うとともに、既存保育施設の経営の安定化を図るための新たな取組を実施するものでございます。

2の保育の需要見込みと確保量になりますけれども、こちらは地域別の確保量と需要量を表にしたものになっておりますけれども、表の左から保育の需要量、それから定員の保育の確保量、それから確保量と需要量の差し引きになっておりますけれども、右側に三角がついているところが今後不足が見込まれるところになってございます。

2ページを御覧いただきまして、上の表、こちらが玉川地域になりますけれども、右側で令和9年度以降、1歳児のところで不足が見込まれているところでございます。

続いて、2の(2)ですけれども、こちらは年齢ごとの需要見込みの推計方法を記載しております。詳細は後ほど御確認いただければと思いますけれども、ニーズ調査の結果と過去の保育所等の利用状況、それから将来人口推計を基本に、実際の人口の動向との乖離を反映した推計を行っているところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。(3)確保量の推計方法につきましては、令和7年4月1日の各保育施設の定員数を基本に、既に判明している区立保育園の再整備、それから保育施設の新規整備、今年度、分園の3園を予定しておりますけれども、そういった新たな取組も反映しているところでございます。

続きまして、(4)確保量不足の見込みにつきましては、①令和7年4月

入園の1歳児につきまして、北沢地域で10人、それから砧地域で5人の確保の不足が見込まれておりますけれども、こちらは周辺地域の定員で対応できるものと見込んでございます。

続きまして、②令和8年4月入園の1歳児ですけれども、こちらは先ほど御覧いただいたとおり、玉川地域で46人の確保量の不足が見込まれておりまして、こちらでは9年度以降も引き続き不足が継続する見込みとなっておりますので、新たな定員の確保を行っていくところでございます。

次に、3、保育施設の新規整備についてですけれども、(1)令和8年4月開設の新規施設の整備といたしまして、玉川地域に2施設の新規整備を考えております。整備する施設の規模につきましては、今年度整備を行いました分園と同様に、①に記載のとおり、1歳児、2歳児でそれぞれ10人程度、合計20人の定員を予定しております。

③の所要経費は記載のとおりでございます。

④の整備数の根拠としましては、不足分に対しまして、既存施設の定員の拡充、それから周辺地域での受入れの一定数を想定した上で、2施設を整備するとしているところでございます。

⑤の整備地区につきましては、記載のエリアを予定しておりますけれども、短期間の整備が必要になりますので、選択肢を増やす形で周辺地域も想定しているところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

(2)令和8年度以降の定員の確保についてでございます。推計では、玉川地域の1歳児における確保量の不足が増加すること、砧地域における0歳児の確保量の不足が発生することが見込まれております。保育の需要量につきましては、人口の動向に影響を受けるところでございますけれども、地域別で見えていきますと、人口推計と実際の人口の乖離が発生している状況などもありまして、引き続き、人口推計と実際の人口との動向の把握が必要であると考えております。

また、就労状況の変化や国、東京都の子育て支援施策等により、今後、今回推計した保育の需要量の見込みを上回る可能性もございますので、そういったところも見ていきたいと思っております。そのため、保育の需要量と確保量につきましては、当面、毎年見直しを行いまして、不足が見込まれる場合には既存の保育施設の活用とともに、新規の整備も含めた対策を実施していく必要があると考えております。

次に、4の既存保育施設の経営支援についてでございます。(1)の既存保育施設の経営支援の必要性でございますけれども、推計により0歳児

と1歳児の確保量の余裕が少ないことから、既存施設が引き続き定員を維持して運営していくことが重要であると考えております。

私立保育園等では、欠員の発生により給付を受けられないことが園の経営に影響を及ぼすこととなりますけれども、特に単価が高い0歳児の欠員の影響が大きく、支援が求められているところでございまして、また、0歳児は年度途中の入園希望も多い状況から、年度途中入園希望者のための定員の確保も必要であると考えております。

次に、(2)の既存保育施設の欠員への支援策の拡充についてでございます。区では、令和6年度から東京都の補助を活用しまして、0歳児の空き定員を活用した在宅子育て家庭への支援事業としまして、未就園児の定期的な預かり事業、こちらははじめてのおともだち事業と言っておりますけれども、こちらを実施しているところでございます。

この事業につきましては、実質的には0歳児の欠員に対する支援という保育所の側面もございまして、在園児以外の0歳児を日々お預かりすることに対する園の負担感などもあり、実施園が伸び悩んでいるところでございます。そのため、私立保育園等の実施園を増やすとともに、支援の範囲を拡充するため、はじめてのおともだち事業の制度の見直しを図ってまいりたいと考えております。あわせて、0歳児の欠員に対する運営費の補助も新設をしていきたいと考えております。

5ページを御覧ください。まず、対象年齢の拡大についてでございます。現行、0歳児のみを対象としているところを1歳児、2歳児まで拡充をしてまいります。

②の必要経費については記載のとおりでございます。こちらは東京都の10分の10の補助が出るものになります。

③の一時預かり事業の充実とこども誰でも通園制度への移行準備ということで、対象年齢の拡大に伴いまして、一時預かり事業の充実、それからまた、令和8年度から実施を予定しておりますこども誰でも通園制度への移行を見据えた制度の見直しということも考えております。

次に、6ページを御覧ください。(4)私立保育園等の欠員に対する運営費補助の新設についてでございます。

①の補助内容について、対象施設は記載のとおりです。補助期間は通年としまして、0歳児を対象といたします。補助の方法は、現在の運営費に加算項目を新設して支給することを考えております。

補助の単価につきましては、下の②に記載のとおり、補助のスキームにつきまして、7ページの別紙1、横の表を御覧いただければと思います。

こちらは私立保育園における補助のスキームの図になっておりますけれども、一番左のグラフが定員71から80人場合の0歳児のお子さんがある場合の保育園への給付の額になりますけれども、公定価格基本分が約21万円、それから加算と合わせると約30万円が0歳児の1人当たりの保育園の収入になるということになっております。

次に、左から2番目のグラフですけれども、こちらは現在のはじめてのおともだち事業の給付の額になっておりますけれども、週3日お子さんをお預かりいたしますと、公定価格基本分の収入と同等の補助を行っているところでございます。

次に、左から3番目のグラフですけれども、こちらは今回の欠員の加算を新設した場合の給付のスキームとなりますけれども、はじめてのおともだち事業を週3日実施実施しますと、0歳児の欠員加算、新たに創設する加算と合わせますと、一番左のグラフと同額の補助を受けられるような形のスキームを考えております。

また、一番右のグラフにつきましては、はじめてのおともだち事業の実施をしない場合におきましても、欠員加算分、約9万円になりますけれども、こちらが収入となる形のスキームを考えおります。

8ページを御覧いただきまして、こちらは認証保育所の補助のスキームになっておりますけれども、私立保育園と同様に、0歳児がいる場合の収入と一時預かり事業を実施した場合の収入を踏まえまして、加算分を約7万円と設定しているところでございます。

すみません、6ページにお戻りいただきまして、②の単価設定と必要経費ということで、記載のとおり予算を計上しているところでございます。

今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

御説明は以上でございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問などがありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、この件については以上とさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、報告の(5)に行きたいと思います。世田谷区保育の質ガイドラインの改訂についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

子ども・若者部保育の質向上担当副参事の〇〇でございます。

私からは世田谷区保育の質ガイドラインの改訂版を策定いたしまし

たので、御報告させていただきます。

12月の子ども・子育て会議においてお示した案から、その後、改訂委員会にてさらに議論を重ねるとともに、議会等からいただいた御意見を踏まえまして、見直しを図ってまいりました。本日は時間の都合もございますので、変更を加えた部分を中心に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料5の右上の1ページを御覧くださいませ。

なお、資料5の1ページ、2ページは、2月13日の子ども・若者施策推進特別委員会の資料をベースに作成しております。

1、主旨に関しましては、こちらに記載のとおりでございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

2のガイドライン改訂版の特徴でございます。お手数でございますけれども、ガイドラインの本文にて御説明をさせていただきたいと思えます。右上の4ページをお開きくださいませ。4ページには目次が記載され、ガイドライン改訂の趣旨と位置づけというのが前回のガイドラインには記載されておりましたけれども、そちらは後半の23ページに記載され、変更がございました。

2ページの下の方には、ガイドラインの施設等と職員の意味が記載されております。右横には二次元コードにて施設等は子どもに関わる全ての施設・機関・事業者等の種別を記載いたしております。職員に関しましても、子どもに関わる施設等に従事する全ての職員を記載させていただいております。

(1)、5ページを御覧ください。子どもの権利を中心とした保育を実践するための基本的な指針となるよう、子どもの権利条約に示される4つの一般原則の内容を基にした「わたしとの8つの約束」をガイドラインの冒頭に記載し、一人一人の子どもが「今を生きる主体」としてのウェルビーイング実現を目指すことを宣言しております。

(2)でございます。前回の子ども・子育て会議においてもお示しいたしましたとおり、子どもに関わる全ての施設・機関・事業等（以下、「施設等」という。）に通う子どもやその保護者、これから施設等に通う子どもの保護者など、幅広い方から子どもの声や施設等の現状や思い、今後に期待することや望むことをアンケートにして聴取し、それらをガイドラインに反映させていただきました。

(3)、30ページの別冊の「わたしとの約束」を御覧ください。施設等が子どもの思いに耳を傾けて、子どもの権利を保障した保育を行うことができるよう、チェックリストをこれまでの職員の視点ではなく、子ども

の視点から記載し、別冊としてまとめました。各項目には、各施設等が独自項目を追加できるようになっております。この職員向けのチェックリスト、子どもの視点を記載した点は前回から大きく変化したところでございます。

資料5の裏面でございます。(4)全ての職員や保護者、地域の方が読みやすいように、写真やイラストを多用し、分かりやすい記載となるように工夫させていただきました。1から6までの項目に関しましては、文言に関して微調整及びそれぞれの項目ごとにポイントを緑の枠部分に記載させていただきまして、施設の方々だけではなく、保護者の方にも共有していただけるように分かりやすく記載させていただきました。

24ページを御覧ください。7章のガイドライン改訂の趣旨と位置づけの2、ガイドラインの位置づけには、保育の質ガイドラインと教育・保育実践コンパスの活用について具体的に示しております。ガイドラインは、子ども一人一人の理解を深めるための視点が示され、関係者間で子どもの捉え方や接し方など、共有すべき事柄が記載されております。

実践コンパスに関しましては、乳幼児期の年齢別に成長や発達の見通しが書かれ、教育・保育を实践する上での基本的な方針が記載されております。これらを保育計画の中に融合させることによって、子どもの権利を主体とした教育・教育を実現していけるように活用してほしいと記載されております。

続きまして、26ページを御覧ください。Ⅷ章の区が施設等の質の向上を図っていくための主な取組みについては、自治体の役割として区には多様な形態の施設等がありますが、施設設置主体や事業種別にかかわらず、全ての施設等が子どもの権利を保障する運営を実現できるよう、施設等をサポートしていく自治体としての取組について具体的に記載させていただきました。

お手数ですが、初めの資料5の2ページ目にお戻りください。

3、今後の活用についてでございます。施設等で働く職員が日々の教育・保育で活用していただくとともに、保護者、事業者、地域等とも広く共有し、子どもの周りにいる大人が子どもの権利を保障して、健やかな育ちを支えていけるように活用を図ってまいります。

4、今後のスケジュールに関しましては、令和7年4月から運用を開始し、今後は継続的に研修を実施し、広く普及啓発を図ってまいります。

さらに、概要版としてリーフレットの作成も予定してございます。

御説明は以上になります。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。ちょうど10年ぶりの改定ということになる

と思いますが、ただいまの御説明に対して、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。〇〇委員は、こちらの委員としても改訂に関わっておられたと思います。よろしくお願いします。

委員

ありがとうございます。参画した者としても補足させていただきたいんですけれども、25ページを御覧いただきますと、このガイドラインの成り立ちのところに書いてあるんですけれども、一番近いところは今この会議、子ども・子育て会議で第3期をつくってまいりました。この子ども・子育て総合計画（第3期）が一番近いところにあります。冒頭説明があった第3期の改訂ポイント、子どもの権利を具体的に明記しました。そして2点目、子どもの声を反映し、思いを込めましたという、これを地で行くガイドラインになっているかと思います。

この第3期で小中学生アンケートだとか、若者調査というのを本当に丁寧にやっていただいたわけなんですけれども、ガイドラインでも同じように、保育園の子どもたちに聞き取りをしてもらったり、職員、保護者にアンケートを取ったりということで、まさに子育て総合計画第3期と足並みをそろえたガイドラインになっているのかなと思います。

ここで1つ御質問なんですけれども、同じように議会での反応というのはいかがだったのかというのを併せてお伺いできればと思います。

事務局

議会におきましても、様々な御質問をいただきました。反応といたしましては、非常にすばらしいという御意見もいただきましたけれども、やはりこれをどのように普及啓発していくのかであるとか、つくっただけのものではなくて、これをどう活用していくかというところに関しましても、議会の方々にも反応がございました。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員

御説明ありがとうございました。読ませていただいて、すごくすてきだなと思いました。おでかけひろばとか、一時預かりの場所でも、ぜひこれを勉強して、フタッフみんなに浸透させたいなと思いました。

また、保護者の方にも理解していただけたら、もっとよりよくなるのではないかなと思いましたので、これから条例も含めまして、広く多くの人に見て知って理解していただくことを進めていきたいなと思いました。ありがとうございました。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告(6)「出産・子育て応援交付金」の法制化に伴う「出産・子育て応援事業」の再構築についてということで、事務局

事務局

より御説明をお願いします。

保健所健康推進課長の〇〇より御報告をさせていただきます。

子子会議の最後ということで、委員の皆様が1人2分ずつしゃべれるように手短に報告させていただきます。

この間、出産・子育て応援ギフトというのを妊娠のタイミングと出産のタイミングでお配りしていたものを、これは国の事業でやっていたのですけれども、国が改めて子ども・子育て支援法に位置づけたということで、ちょっと変更が必要だったので修正して、7年4月からやりますよということの御報告になります。

主旨は今説明したとおりです。

3番を見ていただいて、これまで妊娠のタイミングで5万円のギフトカード、出産のタイミングで国は5万円なののですけれども、東京都が上乗せをされていて10万円のギフトカードを配っていた。これが今回の法制度によって、国は現金給付にしないと、法に基づく給付金になります。令和7年以降は、妊娠のタイミングで5万円、そして出産のタイミングで国の言う5万円を現金給付します。一方で、東京都の上乗せ分につきましては、東京都が独自で自分たちでやりますよということで、右下にあるように、都単独事業として10万円のギフトカードを都としてお配りするというので、全体的に言うと5万円上がることになるというような状況です。

裏面へ行っていただいて、これまで伴走型支援と言っていて、妊娠のタイミングで5万円のギフトカードをお渡しする要件として、ネウボラ面接、妊娠期面接を受けたかった、出産は乳児家庭訪問を受けたかったということで、面談と組合せて要件として実施してきました。

時間の関係で説明は割愛しますが、別紙1に今回の新旧比較が載っているのですけれども、国は、今回このタイミングに面談を要件にしないというふうに法で規定をしています。ただし、面談と組み合わせるやいなさいという言葉が入っているということで、世田谷区としては、これまでどおり申請書のお渡しについては妊娠期面接のタイミングで、妊娠届出の部分ですね。出産のほうは乳児家庭訪問のタイミングでということで、面談と組合せて実施をさせていただくことを想定してございます。

経費等が4番、5番に書いてありますけれども、記載のとおりでございます。

6番の周知方法ですけれども、この間、既に周知を始めていて、特に妊娠の場合、4月1日以降に申し込むと現金、3月31日までに申し込む

とギフトカードなので、その周知を御案内させていただいているところ
です。

別紙1が先ほど申し上げた新規、これまで事業でやったものから法制
化したものによって変わったもの。別紙2は切り替えのタイミングで、
こういうケースがあるよというのを参考におつけしていますが、後ほど
御確認いただければお願いします。

御報告は以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して、御意見、御質問等がございま
したらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。ありがとうございました。

あと配付資料は特に説明なく、御確認いただければと思います。

この間、子ども・子育て会議で議論をしてきましたけれども、令和7
年度から世田谷区子ども・子育て会議と世田谷区子ども・青少年協議会
を統合し、世田谷区子ども・若者・子育て会議が令和7年度から設置さ
れますので、本日が最後の子ども・子育て会議となります。最後に、委
員の皆様全員から御感想などを含めて一言ずつお話しいただきたく存
じます。よろしくお願いします。順番は〇〇委員からお願いできますで
しょうか。

委員

〇〇です。この間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

私は娘が0歳のときの3月に世田谷へ越してまいりまして、昨日、無
事区立小学校を卒業しまして、ですから、ちょうど12年間、世田谷区に
お世話になっているんですが、その間、何の気なしに世田谷区からはい
ろいろな恩恵を被ってきました。大した税金も払っていないんですけれ
ども。ただ、今回この会議に参加するに当たりまして、大変に区のほう
ではいろんな取組ですとか、いろんな事業を行っているということをよ
く理解することができまして、本当にありがたかったなと思っております。

また、子どもの権利条例の改正に関しても、大した力にはなっており
ませんが、携わることができまして、会議についても本当に職員
の皆さん方、また、委員の皆様のいろんな御意見や情報も得ることがで
きて、本当に勉強になったというその1点に尽きるわけで、本当は何か

お返ししなくてはいけないなと思っていたのですけれども、幸い〇〇委員から子どもの権利に関する落語をつくったらどうか。私、本業が落語家なものですから、どうかという提案をいただきまして、実際にそれをつくりまして、昨年10月に発表することができました。さらには、来年度から家庭教育学級、PTAの依頼があつて、そちらでいろんな講座を設けてやるという中で、子どもの権利条例を広報するといひますか、その講座でもって落語をやるということが、一応そういうことになったのですね。ただ、それで幾らかお返しできればとは思ひうのですけれども、ただ、これは依頼がないというとうにもならないので、幾らかでも依頼があれば少しはお返しができるかなと思ひて、今後ともやっていきたいと思ひます。

我々噺家が落語をやるときに座布団に座るのですけれども、ただ座布団を置いているわけではなくて、必ず座布団の縫い目のないところを前にしてしゃべるのですね。ここは座布団はないのですけれども、私、座布団があるつもりでといひますのも、何でその縫い目のないところを出すかといひますと、縁の切れ目がないようにという縁起を担いでやっていたのですけれども、そのつもりで私、この会に参加しておりましたので、今後とも縁を切らずにどうか御指導を賜れればと思ひます。どうもありがとうございました。(拍手) 前座が長くてすみません。

委員

話がうまいから話しづらい。(笑) 今、聞いて小学校のほうで文化厚生委員とかあると、呼ぶんですよ。私は校外班なので、ちょっと違うんですけれども、呼びたいなと思ひました。

2年間参加させていただいて、本当に何も知らない状態で発言させてもらつても、皆さんに拾っていただいて、うなずいていただいて、まあ優しい。この会議自体も、思いやりをベースに話が進んでいっているので、とても参加しやすく感激いたしました。

いろんな話を聞いて、行政にこうしてほしい、ああしてほしいということはあるんですけれども、やはり一人の親として、ほかでもない我が子を親が主体となつて育てていくというのがすごく今、大事なのではないかなと思ひています。働いている方が増えて、死活問題もあるし、それは悪いことではもちろんないのですけれども、仕事優先ではなく、産んでからも子どもに寄り添うという生活を一人の大人として手助けできたらなと思ひました。

あと、町を歩いていて、今、この5年ぐらいで現役世代の大人と未就学児を平日に見かけない。1歳ぐらいまでの子は見かけるけれども、公園デビューというのもなくなくなつていって、ただ土日、この前の土曜日に

弦巻公園に行ったら、親子があふれていたんですね。だから、先ほども言ったように、少子化だけれども、子どもは増えていて、マンションもばんばん建っていて、親子も増えているので、何かそれをつないだりできることはないかなと思っています。

あと、どこで言ったらいいか分からないのですけれども、これは最後に全然違うんですが、松丘小の横に蛇崩川、中央図書館があって、そこでよく子どもが、上の子も下の子も大体そこで何回かずぼっとはまって、びしょびしょで帰ってきて、カエルを持ってきたり、楽しい時間なんですね。城山小の横の緑道が新しくなって、そこにも川が流れていまずよね。そこにロープが張ってあって、私はすごく残念で、あのロープはなぜかなと、最後の最後にぶっ込んでみました。あれがなくなればいいのにと想着いて、遊べないかな、危ないからかな、理由を知っている人がいたら教えてほしいなと思っています。用賀公園もそうかな。ツツジがこうあって、探検しやすい。幼稚園ぐらいの子が探検しやすいような場所も、やっぱりロープが張ってあって、そこも非常に残念だなと。

ただ、そうやってちょっと危険な場所に子どもがいるときに、大人がちょっと町で見守って注意できる環境だったからできることで、誰も見ていないと、もしかしたら厳しいのかなとか、何か協力ができることがあったらしますので、ぜひよろしくをお願いします。ありがとうございます。(拍手)

委員

〇〇です。2年間大変お世話になりました。

せたがや子育てネットとして参加させていただいていたんですねけれども、皆さんに比べると力不足だったかなと思いますが、皆さんに育てていただいて、ハイハイから伝え歩きぐらいにはなるかなと思っています。今後も子育て支援には関わっていくつもりでおりますので、皆さんとはまた何らかの形で御一緒できる機会もあるかなと思っています。

実は私、世田谷区に引っ越す前に隣の渋谷区に住んでいたんですねけれども、そのときに公募委員に応募したことがあって、面接まで行ったんですねけれども、落ちたという苦い経験も実はあったりして、ようやくこういう形で委員をさせていただきながら、計画ですとか権利条例ということで関わったことは本当に感慨深いなと思っています。

せたがや子育てネットとしても、これを実践する立場でもありますので、しっかりと連携をしていって、組織としてもネットワークとしてもぜひ一緒に勉強しながら、地域と連携して引き続き今後もやっていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

委員

〇〇でございます。価値観が多様化する現代で、子ども・子育ての価値観も同じように多様化して、本当に悩み多き子ども・子育て会議だったかなと思います。

同じように世相を映すテレビドラマなんですけれども、僕は「金八先生」世代なんですけれども、「スクールウォーズ」は再放送なんです。その後も「GTO」だとか「ごくせん」だとか、いろんなスクール物のドラマというのがあるわけなんですけれども、やっている主人公の形も世相を映してやっぱりばらばらで、「御上先生」なんてまた全然違う感じなんです。

ただ、時代に伴ってばらばらなんですけれども、共通するものがあるとしたら情熱だと思うんですね。子どもに対する情熱、子育てに対する情熱というところでは、一つ根底があるのかななんて思っているんですけれども、この私たちの会議で、そういう情熱をかき集めて、今、大変難しい中で何ができるのか、何をすべきなのかというのを皆さんと前向きに話ができたとするのは本当に光栄なことでしたし、すごく充実感を感じているところです。本当にありがとうございました。(拍手)

委員

〇〇です。2年間どうもありがとうございました。お世話になりました。

会の初めのほうは、権利条例の部会とかにも入れていただいて、難しい言葉とか、言葉の言い回しの話が続いて、あれっ、私、何の会議に出たんだっけ、何を話せばいいんだっけと思ったこともあったんですけれども、だんだんに慣れてきて、文章として紙に残すことの大きな力というものも私たちは実際に実感していく中で、一つ一つの言葉がどれだけ大切で、どういう表現にして、どういうふうに取り取ってもらえるかということを考えながらつくっていくってすごいことだなということをすごく実感させていただきました。

また、同時に怖いなって思ったときもあります。この決めていくことが、たくさんの人の目に触れて、たくさんの人たちのこの先を変えていくかもしれないと思ったときには、すごく責任を感じた瞬間がたくさんありました。これをつくったことではなくて、これからが本番だと思っているので、ぜひ普及とか理解ということをも自分も含めまして、周りの人たちから始め、たくさんの人たちに分かってもらえるように努力していきたいなと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)

委員

〇〇です。ありがとうございました。

私は東京育成園という施設に勤めて20何年たつんですが、昨年度から施設長になりまして、ですので、同じタイミングでこの会議に参加させ

ていただくことになりまして、私どもの施設は今、定員55名で、ほぼ定員、ちょっと定員を超えているところもあるんですが、それだけの人数の子どもたちが生活しております。約4分の1が世田谷区からのお子さんで、残りは都内全域から、いろんな地域から来ている子どもたちなんです。

職員もいろいろなところから通ってきて勤務しておりますので、なかなか地域の中で子育てしているという感覚になりづらいというのが、この会議に出てちょっとそういう視点が職員に足りないのかなというふうに感じました。でも、子どもたちは日々この地域の中で、町の中で暮らしていて、今、幼稚園は1か所ですけれども、小学校も3か所、中学校も3か所の学校に通っております。高校も区内の都立高校に通っている子が非常に多いです。

そうすると、子どもたちは世田谷区の子どもとして毎日生きているので、暮らしていますので、では、私たち職員、大人の側がどうなのかなというのをこの会議で出てすごく意識することができたなと思いました。ですので、事あるごとに職員には、この間、この会議でこういう話が出たんだとか、今、こういうことがどうも起きているようだというようなことは共有しながら、私たち職員が地域の一員として一緒に子育てできるような、そんなふうにできたなと感じました。

なかなかいろんな事情を抱えている子どもたちではあるのですけれども、子どもはそういったことは脇へ置いて、子どもとして生活しているということなのだろうなと思いますので、こちらで勉強させていただいて、改めて子どもたちに関わる姿勢というのを学ばせていただいた気がします。本当にありがとうございました。（拍手）

委員

〇〇です。2年間ありがとうございました。

私は、区の職員として20数年間、内部から保育行政とかを見ていたんですが、それから外に出て20年近くになりますね。保育者を養成するという立場で世田谷区を見たときに、すごいなという気持ちがすごく強かったんです。何がすごいかというのは、子どもたちのほうを向いて、その後、訪問をしたり研修を担当させていただく形で世田谷区とずっと関わってきたんですが、全ての職員の方とか地域の方が地域版子ども・子育て会議でもすごく熱いんですね。そのすばらしさというのを出てからすごく感じました。

特に今回の2年間では、事務局の皆さんの熱意に本当にありがとうございましたと、それはすごく思っています。教育・保育実践コンパス、保育の質ガイドライン、それから児童館の問題、一つ一つその部署の方

たちがすごく熱い思いでやってくださっている。これは外に出てほかの区とも関わっていく中で、私自身が世田谷区を元いた職員として誇りに思っている部分でもあります。

ただ、これから、これだけのすばらしいものをどれだけ伝えていけるか。それから、職員の方たち、今いろいろ本当に悩んでやっけていらっしやいますよね。保護者の方をどう支えるかというのをすごく悩んでやっけていらっしやるといのが私は訪問したり、研修をやっけていて感じるところで、質問もすごく多いのです。保護者の方たちとの連携とか、保護者の方たちがいろいろ悩んでいるのをどう支えていこうか。

子どものほうを見ない保護者というのはほとんどいなくて、見るけれども、うまくいかない。それをどう支えるかというのはすごく皆さん悩んでいらっしやるといことを考えると、今度の保育の質ガイドラインその他計画を含めて、どれだけ普及してみんなに浸透するのかなという部分を考えると、さらに行政に期待をしてしまいます。

どうぞ皆さんに感謝申し上げるとともに、さらにこれから活躍していただくのを横から少しだけでも応援できたらと思っております。ありがとうございました。(拍手)

委員

〇〇です。前期に引き続き、今期も2年間参加させていただきました。この世田谷区の会議は、市民、それから市内事業者の皆さんの熱量、それに応える行政の皆さんの熱量、それが本当に相乗効果を、結局、行政の皆さんがとてもたくさん汗をかく。ただ、その汗のかき方は、やられているということではなくて、本当に理念に基づいた区民にとって大事なものとして結晶が残っている。

本当にすばらしいなと思うのは、私、実際に関わっていないのだけれども、例えば保育の質ガイドラインにおいて、保育の質と書いてあるけれども、実際は全ての大人というか、人がどう子どもと関わっていくのか、そして、どうよりよい関係を築き、地域をつくっていくのかなんですよね。なので、これは世田谷区が地域でこれをつくり上げたということを全国の方に教えてあげたいと思います。まずは私も保育士養成をしておりますので、学生に伝えていきたいと思います。

こういった世田谷のとともに話し合って地域をつくっていく文化、これからのいいなと思いながら、見ながら、もし何か機会があれば関わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

委員

〇〇です。2年前に森田会長から加藤会長に代わり、もう2年もたったのかと、そのことをしみじみと感じていました。加藤会長におかれましては、会議をオンタイムで終わらせるということも、それから各委員

のお話に対して要約をしてくださるところがすごくよかったなと。自分が何を言ったのか、他者が何を言ったのかというのを改めて理解することができて、すごいなと思いながら見ていました。

委員の方々のコメント一つ一つも、それぞれの立場から、これが重要だということを言ってくださっていて、私は委員の一人としてここにはいたんですが、日々、毎回学ぶことが多くて、この会議に来ることを、緊張もしながら大変楽しみにしていました。ここで学んだことも、自分の教育の場面で世田谷ってすごいんだよという話を学生にしたりもするんですが、自分の教育にも大変役に立っているなと思っています。

最後に、この会議自体、それから成果物、プロセス全てなのですが、本当に民主主義の理想形なのではないかと思っています。それができるというのは、区の職員の方々が共通した価値を持って働いておられるということがすごく大きいのかなと思いました。また、能力もすごく高いのだろうなと。専門的な力量というのが大変素晴らしいなと思っています。何よりも働いている人たちがばらばらなのではなく、お互いに信頼をし合って苦しい中にも楽しさがあるんだということがすごく伝わってくるということがあって、そういうものが成果物、それからディスカッションのやり取りに大変大きな影響を与えていたのではないかなと思います。

2月に名古屋のほうで開かれた全国の自治体の研修に参加をしました。シンポジウムでは部長が発表され、私は計画部会に参加をしたのですが、質疑応答の中では〇〇さんがコメントをしておられたり、どこに行っても、私は世田谷区の住民ではありませんが、世田谷区って一番いいなと思いながら見ていました。なので、こういった会議に参加させてもらうというのは、私は世田谷区だけなのですが、最初がここで本当によかったなと思っています。本当にありがとうございました。(拍手)

委員

〇〇です。今期2年間だけでしたけれども、お世話になりました。後半、今年度は私の仕事の関係もあって、あまり参加、出席ができていなかったことを申し訳ないなと思っています。その一方で、今回、条例の部分、子ども・青少年協議会のほうとも関係がありながら、ずっとそちらの条例作成の部分に関わることができたので非常によかったなと思っています。

先ほど議論の中でも、加藤会長がユーチューブを見られたという話もありましたけれども、9月の議会とかもいろいろある中で、前期6月～4月の子どもの会議でつくったものがいろんな形で取り上げられている中で、今日も何度か出ていますが、言語化することの難しさというの

を子ども自身も感じた。要は、自分の思っていることを素直に言えたいだけではなくて、それを分かるように伝えていくのかというところがその後の9月、10月、11月の子ども会議の中で、子どもたちはすごく感じることができて、それは子ども自身の学ぶ場にもなっただろうし、そこに関わった大学生たちもすごく成長できたのではないかと考えております。

ただ一方で、それでもあそこに参加した子どもは30人にも満たない。その間、子ども会議のアンケートとか、いろいろ取っていますけれども、条例に関わっていた子どもたち自身は、本当に世田谷区の子ども代表なのかどうかみたいなところが一方で言われている部分でありますので、それが今後ユースカウンシルという事業にいろんな形で発展していくことが大事だなと思っています。

あと、その中で嶋津課長の話の中で言うと、教員に対しての必修研修を中堅でやっていくというのは非常に大事だなと思っています。皆さん、御覧になった方が多いかと思いますが、昨年、公開された映画「小学校～それは小さな社会～」の中で世田谷の小学校が取り扱われていたけれども、あそこを見て私がすごく感じたのは、あの映画自体はいいんですけど、あの中には子どもの権利というのを私は感じることはできなかったのです。先生の発する言葉とか、その雰囲気の中から。というところも思うと、まだあの当時は子ども条例なので、改正しています。逆に今後、教員の研修の必修というところの中で、ぜひそこをきちんと定着できるようにしていくことが本当に大事だなと思っています。

何よりも子どもが権利の主体ということをずっと言ってきたのはいいですけども、では、なぜ子どもが権利の主体なんだとずっと言ってきたのかというと、そこに根幹としてあるのは、今いろんな形で脅かされている民主主義社会の担い手をいかにつくるか、民主主義をいかに維持していくのかというために権利という視点が非常に大事になってくる。やはりそこを私たちは、今回の改正だけではないですけども、こうしたことをきっかけに単に権利保障するだけではなくて、民主主義社会をつくっていくんだよということも意識して取り組んでいくことが大事ではないかなと改めて感じた2年間でした。どうもありがとうございました。(拍手)

加藤（悦）会長 続きまして、今日Zoomで参加してくれている〇〇委員、お願いします。

委員 〇〇です。本日は全国自治体シンポジウムの最終実行委員会の関係で

名古屋に出張しており、Zoomにて失礼しております。

松本部長におかれましては、2月22日に自治体シンポジウムの全体会におきまして、「世田谷区子ども条例に基づく子ども・若者施策の推進～子どもの権利が当たり前に保障されるまちを文化として築く～」というタイトルで報告いただき、誠にありがとうございました。

さて、今期は条例の改正と来期計画の策定という2つのメインイベントがある中、全体の議事運営という重責を担われた加藤会長、久保田子どもの権利部会長をはじめ、委員の皆様、松本部長、嶋津課長をはじめ、職員の皆様に深く御礼を申し上げます。私にとっては、2012年の改正に続き、子どもの権利擁護委員を10年務め、今回の改正に皆様とともに関わる機会をいただけたことを感謝しております。

今回のポイントを整理してみますと、まず第一に、子どもの権利条例の趣旨、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化として地域社会をつくり出し、発展させ、継承していくことを目指していくという理念を明確にすることができたということかと思います。

そして2つ目に、子どもの権利条例と子ども・若者計画が補完し合うように転回していく仕組みをつくることができた。

そして、3つ目に関しましては、子どもの権利の視点から子ども施策を評価・検証する新たな仕組みを構築することができた。

4つ目に関しましては、子どもの権利カタログを提示し、子どもの権利を普及啓発する枠組みを構築することができた。

そして、5つ目としましては、条例の第5章、子どもの権利擁護についてというところですが、第35条の相談調査専門員の職務としてというところに、子どもの声を聞く専門家という専門性を基に、子どもの権利に関する普及啓発を実施していくことを明記することができたということではないでしょうか。

一方、第5章に関しましては、第25条に関して、その5項で子どもの権利擁護委員の独立性をより鮮明にする解嘱規定の改訂が議論されたものの、反映されなかったということは心残りであります。

成果としても早速現れているのではないのでしょうか。先ほど報告にありました保育の質ガイドラインに子どもの権利条例の理念が既に反映されていると感じました。全国的に活用されているチェックリストは、どのようなものが子どもの権利侵害に当たるのかという視点から策定されているものはありますが、子どもの権利保障の視点から子どもの気持ちを中心に保育士がどのような関わりをしていくのがよいかを考え

るガイドラインになっていると大変感銘をいたしました。多くの皆様との議論を通じて、区民、職員、議員、研究者の皆様に、子どもの権利の理念をどのように実現していくのか、その方法論や議論が深まったことが大きな成果であると言えるのではないのでしょうか。

そして、その中で〇〇さんに子どもの権利落語を実施いただけたのはとても思い出深いです。今後、新たな会議体において評価・検証作業とリンクしながら、子ども施策が展開されていくことを心より祈念しております。本当にありがとうございました。

加藤（悦）会長
委員

では、〇〇委員、お願いします。

皆様、2年間お疲れさまでした。事務局の方をはじめ世田谷区の皆様、それから委員の皆様も本当にお疲れさまでした。

今日はZ o o mで参加することになってしまって、私自身もすごく残念なんです、今、ロンドンにおりまして、こちらの時間で2時34分です。深夜なんですけれども、私も夜中に活動するほうなので、真逆でちょうど出られてよかったなと思っています。

たまたま今回来たのは、こちらのナーサリーの調査で来ているんですけれども、1週間もない中で、5日間で8か所回るという地獄のようなスケジュールで今調査しているんですけれども、こちらのナーサリー、決して広いわけでもないし、でも、その中で移民の人が物すごく多いという状況のところにはほぼ行っているんですけれども、今、中東系よりもアフリカ系の方のところで結構問題がいっぱいあって、そこの方たちの支援をしている保育園をずっと回っているのですけれども、子どもが全てだ、子どものことを守らなきゃという話が本当にたくさん出てきて、私も、そこは本当に大切なことだなと思っていたので、最後の世田谷区の子ども・子育て会議の中でも、今年度、そして昨年度、そういった話がたくさんできたこと、世界の中でもつながっているなとロンドンですごく感じた次第です。

本当に2年たったんだなというところが私も感慨深いなと思っています。なんですけれども、2年間、本当にたくさんの決めることができました。その中で子ども・子育て会議のことではないんですけれども、区内の保育施設で子どもの死亡事故が起きてしまったりという悲しいこともありました。でも、そんなことも含めて、これからまた次の時代に向けて、世田谷の全ての子どもたち、幼稚園でも保育園でも認定こども園でも、認可外でも、児童館でも、それから若者まで含めたところの全ての子どもたちの権利が守られて、子どもたちがしっかりと生きていけるということをサポートしていけるようなことができたかなと思って

います。

委員の皆様、加藤会長をはじめ区の皆様、本当に2年間お疲れさまでした。手前みそですが、とてもいい会議になったなと思っております。皆さん、本当にありがとうございました。また、今回の調査のことも今後に生かせたらなと思っています。ありがとうございました。(拍手)

加藤（悦）会長 あと、オンラインで参加されていた〇〇委員が所用の関係で退出されていますので、続きまして久保田さんから。

久保田委員 久保田です。2期目ということでやらせていただいて、今期は副会長ということでしたが、ほとんど加藤先生に全部お任せで何もしていないに等しいですけれども、ただ、2期目のこの2年間も非常に私は勉強させていただきまして、皆さんからお話が出ていましたが、私は、子どもの権利条例のほうの部会長をさせていただいたので、そこでの議論は本当に私自身が学びになったなと思っています。

ここも皆さんから出ていますけれども、ふだん私は社会福祉学科で社会福祉を学生に教えているんですけれども、社会福祉の中では利用者主体というのはもう当たり前の当たり前で大前提なんです、私もいろんな行政に関わったりだとか、それこそ大学内で今、〇〇委員からもあったように、大学生で障害を持っている学生が多くて配慮しなければいけないということがあって、福祉を学んでいる人以外と話す機会も多々あるんですけれども、この利用者主体というところが、もちろんいろんな考え方があっていいと思いますので、そこが大前提になっていると思いついてはいけません。福祉の分野にいますと、当たり前過ぎて当たり前なんですけれども、社会の中では、そうではない考え方も当然あって、いろんな考え方を併せていかなきゃいけないといったところはふだんすごく感じています。

今回の子どもの権利条例の部会の中では、本当に子ども中心にしていく。これは事務局の皆さんも、それを大前提に考えていらっしゃるし、委員の皆さんも、そこを大前提に考えて、少しでもいい子ども中心の条例をつくっていかうといったところで議論を交わしながら、昨年度は案というか、方向性を考えて、さらに今年は子どもたちと素案と一緒に考えていくといった機会をつくっていただくことができ、利用者主体、子ども主体の、現時点ですけれども、社会が変われば、また考え方が変わっていくかもしれませんが、現時点での子ども中心の理念をしっかりと書き込んだ子ども権利条例ができたのではないかなと思っています。ここは委員の皆さんと事務局の皆さん、あとプロジェクトで参加してもらった子どもたちの力で結集できたものだなと思っていますので、この

経験は私も勉強させていただいたなと思っています。

さらに、この計画まで今回立てていて、権利条例が理念であれば、計画はそれをどう実行していくかといった部分だったと思うんですが、そこもちょうどうまくリンクされて、実装ができていたのではないかなと私は感じていますので、理念はできたと。その上で、こうやっていくぞという計画はできたということです、これも委員の皆さんからもお話があったとおり、これを今後いかに実行していくかというところが大事になってくるのかなと思います。

先ほども言いましたとおり、こういう計画ができたこと自体が世田谷区役所の職員、区長を含め、すごく利用者主体というか、子ども中心をやっていこうといった決意が表れていて、本当に大変だったかなと思うんですけども、いい計画になった上で、これから、来年度以降、どうやっていくか。

これも私の話をさせていただくと、ふだん社会福祉を教えているし、どちらかというとソーシャルワークを専門にしていますので、それこそ育成園の〇〇園長のところにいらっしゃるような虐待を受けている子どもたち、家庭に、どうやって支援していくかみたいなところを専門にしているんですけども、そういった意味でいくと、この権利条例、2年で計画、それをそういったお子さんたちに届けていくには、まだまだ距離はあるだろうなと思っていますので、そこにどう届けていくか、そういったお子さんたちを少しでも少なくしていく。

でも、中には虐待を受けているお子さんたちもいるでしょうから、育成園の中での支援のように、そういった子たちをどうフォローアップしていくかといったところまでは、まだまだいろいろやっていかなきゃいけないこと、考えなきゃいけないことがたくさんあるかなと思っていますので、そのあたりは今後も、力不足の部分もあるかもしれませんが、私もまた今後協力していければなと思っています。

あともう一つ、宣伝ではないですけども、先ほど職員にどうこの理念を伝えていくのかといったところで、これは子子会議とは関係ありませんが、子子会議に参加していただく中で、世田谷区役所の中にも社会福祉の専門職の方がいらっしゃって、その方の育成というか、そういうものに関わってくれないかということでお声がけいただいて、次年度からそういったところもやらせていただこうかなと思っていますので、私も微力ながら今後も頑張っていきたいと思います。

事務局の皆さん、本当にお疲れさまでしたですし、委員の皆さん、本当にお疲れさまでした。今後もぜひみんなで頑張って、いい世田谷区を

つくっていただければなと思っています。取りあえず2年間、お疲れさまでした。ありがとうございました。(拍手)

加藤（悦）会長 私は、この会議に復帰組という形で関わらせていただきました。この会議のまとめ役というか、司会進行役ですけれども、いろんな偶然が重なって、最初はこういう担当をする予定ではなかったんですけれども、いろいろあって、加藤さんしかいないかみたいな、そんな感じでお引き受けすることになりました。

ただ、私もお引き受けする前に、今回は条例の改正があるよとか、総合計画策定があるよとか、それ以外にも世田谷区は一つ一つの事業とか施策に対して、かなりほかの自治体よりも先を走っていますので、かなり深い議論が行われていくということで、いや、これを引き受けたら大変だなという感じで仕方なく引き受けたという経緯があります。

ただ、今振り返ってみますと、あつという間でしたし、思っていたほどそんなに物すごく大変ではなかったというような印象を持っています。なぜだろうと考えてみたんですけれども、いろいろな理由があると思ったんですが、世田谷区の子ども施策の蓄積というか、歴史があって、長い期間をかけて子どものことを一人一人、子どもの権利の視点に立って取り組んでこられた、議論を重ねてこられたということが、この委員として関わっている皆様の中にも、あるいは職員の皆様の中にも、しっかりと共通理解をして根差していて、そういったことがあったので、すごく難しい議論でもすぐに深い話に入っていけたみたいな、いろいろ助けられたなと思っています。

ぜひそれをしっかりと継承していくことが大事だと思っていることと、あとは私もそうですけれども、これも打合せのときに職員の方から言われて気づかされたんですけれども、この条例づくりとか計画づくりに関わってきた人たちというのは、ちょっと特別な存在ではないかということで、文字としてしっかりと書き込まれていることはとても大事なわけなんですけれども、なぜこういうふうな書き込み方になったのか。この計画とか条例の背景には、どういった子どもや若者の思いが詰まっているのかというのは、この会議に携わってきた人だからこそ実感を持って感じていることだと思います。

ですので、そのあたりを今後計画や条例を具体化させていくことに力を尽くして、それによって、今回の施策によって子どもの生活がどれだけよくなっていくのかということを見届けていく責任があるかなというふうにも感じていますので、そんなことをいろいろ打合せをしたりする中で実感させられました。2年間、本当にいろいろ一緒に議論できて

よかったと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、進行を事務局にお返しします。

嶋津課長

それでは、皆様、本日は貴重な御意見、またお一人お一人心の籠もった感想をいただきまして、本当にありがとうございました。

先ほど歴史的なお話もありましたけれども、子ども条例ができて20年以上たって、確かに「せたホッと」ができるタイミング、児相が来るタイミング、そういった条例改正はありましたけれども、こういった中身をここまで深く議論してやる条例改正はめったにないといえますか、今後20年に1回あるかどうかみたいな貴重な場に、私もこの場にいられたことをすごく幸せだなと思っていますし、いや、すごい時期に担当したんだなと心底思っております。

また、この間も子ども・子育て会議では、区の子ども・若者施策の根幹となるような様々な重要な御意見、いろんなこちらを助けていただけるような意見を多数いただきまして、本当に感謝しております。熱心に御議論をいただいたおかげで今があるのかなと思っております。ありがとうございます。

また、この委員以外にも、久保田先生からもお話がありましたけれども、子どもたち、そういう面の団体の皆さんから関係者の皆様全員に感謝を申し上げたいと思っております。4月からは、子ども・若者・子育て会議として新たな形でスタートすることになります。また、子ども・子育て会議は本日閉会ということになるのですが、子ども・若者部長の松本から、最後の御挨拶をさせていただきますので、松本部長、よろしくお願いします。

松本部長

それでは、最後に御挨拶させていただきます。

この2年間、皆様、本当にどうもありがとうございました。この2年間というのは、この間の子ども・子育て会議の中でも、選りすぐりのすごく熱く、また大変な2年間で、皆さんには本当に多大なる御苦勞をおかけしたのではないかと思っております。それであるにもかかわらず、皆様の御挨拶の中で我々事務局に対して自己肯定感が上がる本当にありがたいお言葉をいただきまして、ありがとうございます。職員もすごく頑張ってもらったと思っておりますし、一方でまた、皆様からも大変育てていただいたと思っております。

何せ我々、こういった会議がいろいろある中でも、ここの場というのは大変温かくて心理的安全性が保たれていて、我々もすごく発言しやすいということと、何よりも皆さんが子どもに対する熱量から、いろいろな思いをお話くださって、私の好きな言葉に「熱意は磁石」という言

葉があるんですけども、まさにそうで、皆さんの熱意が伝播していていると感じております。本当にすごい2年間だったなと思っております。

そして、まず条例なのですけども、この間お話しさせていただきましたとおり、3月3日の区議会で全会一致で決定いただいたこと、これは本当にすごいことだと思っております。この間、2年間、特に令和5年度は皆さんで議論に議論を重ね、そして積み上げてきた。そして、子ども条例検討プロジェクトがあつて、そういった経過も経て素案を出していった。そこで本当に様々な議論が出ました。賛成もあれば、反対の意見、否定的な意見もありました。でも、パブリックコメントもそうですし、議会もそうなのですけども、その賛成の意見、反対の意見、否定的な意見、思いの根底には子どもに対する熱い思いがあつて、そこの中でのちょっとした言葉の違いであつたり、バランスの部分というところだったと思います。

そこを、この条例を何としてでも成立させていかなければいけないということで、というのは皆様からの本当に熱い思いを我々は背負っているという思いがあつたんですね。そういったことから、本当に多くの人に愛される、そして納得していただけるような条例にしていこうということで、特に先ほど申し上げましたように、区や大人の決意表明の部分をしっかり練り上げて、また全体的にも整合を取りながら練り上げていきまして、何とか可決をすることができたということは、本当にありがたいことだと思っております。

この2年間、子ども・若者の声を聞きながら、子ども・子育て会議で丁寧に御議論いただいた積み重ねの結果だと思っております。久保田副会長をはじめ、子どもの権利部会に参加いただいた委員の皆様には本当に感謝申し上げますところでございます。

また、計画のほうなのですけども、こちらも全11回に及ぶ計画部会、そして子ども青少年協議会との合同での議論も踏まえまして、まとめていきました。私、前に政策経営部門にもいたので、いろんな計画に携わったり、実際につくったりということもしてきましたけれども、正直言ってこんないい計画はないなと思っております、言い過ぎですか。区の中では最高傑作ではないかなと思うぐらい、血の通った計画だと思っております。計画部会に参加された委員の皆様には、本当に最高の計画ができたぞということでお礼を申し上げたいと思います。

今期の子ども・子育て会議は、そういった形で条例改正、それから計画という重要なテーマで議論をしていただきましたけれども、そういっ

た難題を、そんなに大変ではないというような表現をしておりましたが、本当に御苦労があったと思います。加藤会長をはじめ委員の皆様には心より感謝申し上げます。

そして、皆様からお話がありましたけれども、つくったら終わりではなくて、ここからがまた新生子ども条例、総合計画に基づく新たなスタートとなります。ここからが本番と言っても過言ではないと思っています。これまで積み上げてきました世田谷区の子ども・若者施策に、さらに今回リニューアルしていった条例、計画を基に、我々、子どもの権利が当たり前のように保障される文化と地域社会をつくっていくために尽力してまいりたいと思っています。今後とも皆様には様々な形でお力添えをいただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

この2年間、本当にどうもありがとうございました。（拍手）

嶋津課長

それでは、時間も大分過ぎておりますので、事務局から1点だけの事務連絡をさせていただきます。

本会議の議事録につきましては、また調い次第、皆様にメールでお送りさせていただきます。お送りします議事録につきまして、御自身の発言部分を御確認いただきます。修正等がございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。その後、区ホームページで本日の資料とともに公開させていただきます。

また、最後となりましたが、今回、皆様に御議論いただきました子どもの権利条例と計画で掲げる理念の実現に向けまして、しっかりと行政としても進めてまいりますので、今期まで務めていただきまして委員の皆様には、今後もまた引き続き世田谷区の応援団としてお力添えをいただければと思っています。

それでは以上をもちまして、令和6年度第5回世田谷区子ども・子育て会議を閉会いたします。本日は皆さん、どうもありがとうございました。